

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

社会福祉法人 愛翁会

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛翁会
- (2) 法人所在地 神奈川県相模原市中央区相模原 4-7-14
- (3) 電話番号 042-776-0906
- (4) 代表者氏名 理事長 山崎 英克
- (5) 設立年月日 平成 8 年 5 月 8 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
平成 19 年 1 月 1 日指定
事業所番号：1492600034

(2) 事業の目的

介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、安心と尊厳をもって、可能な限り在宅での生活を継続することができるよう支援するため、通いを中心としつつ、必要に応じて訪問や短期の宿泊を組み合わせたサービスを提供し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

- (3) 事業所の名称 小規模多機能ホームななかまど
- (4) 事業所の所在地 神奈川県相模原市緑区二本松 3-8-15
- (5) 電話番号 042-775-2881
- (6) 管理者氏名 小尾 浩一
- (7) 運営方針

家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、日常生活上の世話、機能訓練及び社会参加を支援し、利用者がその有する能力に応じ、安心と尊厳をもって、可能な限り在宅での生活を継続することができるよう、「通い」、「宿泊」、「訪問」のサービスを適切に組み合わせ提供します。

- (8) 開設年月日 平成 19 年 1 月 1 日
- (9) 登録定員 24 人（通いサービス定員 12 人、宿泊サービス定員 5 人）
- (10) 居室等の概要

宿泊室（4 室）	個室 2 和室 1 居間のベッド 1
居間・食堂	43.48㎡
消防設備	スプリンクラー・自動火災報知器・火災通報装置
その他	浴室、トイレ（3ヶ所）、廊下には手すり設置

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 相模原市（事業所を軸とした通常 4km の範囲）

(2) 営業日及び営業時間

営業日 365日(年中無休)
営業時間 通い、訪問、宿泊を総合して24時間の対応

4. 職員配置

(1)	職 種	常 勤	非常勤
	管理者	1人(兼務)	
	介護支援専門員	3人(兼務)	
	介護職員	5人(内兼務3)	11人
	看護職員	1人	
	運転手		2人

(R5.11.1 現在)

(2) 職員の勤務体制

日 勤 午前7時半～午後6時半(シフト)
夜 勤 午後5時 ～翌日午前9時

5. サービスの内容

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話や、機能訓練、レクリエーション等を提供します。ご希望によりご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

(2) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話をします。

(3) 訪問サービス

利用者の自宅において、食事や入浴、排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練を提供します。

(4) その他

介護保険外サービスは、別に定めた重要事項説明書(別紙参照)でご説明します。

6. 苦情や相談の窓口

サービスについての苦情や相談がある場合は、いつでも下記までご連絡下さい。誠意を持って対応させていただきます。

(苦情受付窓口) 管理者 小尾 浩一 電話 042-775-2881

このほか、相模原市、神奈川県でも対応しております。

相模原市福祉基盤課 電話 042-769-9226

神奈川県国民健康保険団体連合会 電話 045-329-3447

(苦情専用) 0570-022110

苦情を受付けた場合は、すみやかに事実関係を調査し、その内容を苦情申立者に説明するとともに、改善措置を講じます。また記録を残し、必要に応じて関係諸機関報告します。

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、地域に開かれた事業所として運営状況を定期的に報告し、評価、要望、助言等を受けるために、運営推進会議を設置しています。

運営推進会議は、利用者、利用者家族、地域住民の代表、高齢者支援センターの職員、この事業についての知見を有するもので構成され、2ヶ月に1回開催されます。会議録を作成し、公開しています。

8. 協力医療機関・施設

相原病院	相模原市緑区相原 5-12-5
ひまわり 歯科	相模原市中央区相模原 5-5-1
特別養護老人ホームはあとぴあ	相模原市中央区清新 7-4-1

9. 非常火災時の対応

防火管理者を定め、別途定める消防計画に沿って対応を行います。消防用設備は、説明書の2. 事業所の概要(10)に記載の通りです。

10. 緊急時の対応

当事業所では、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携につとめるとともに、サービス提供時に利用者の様態の急変が生じたときは、主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

11. 事故発生時の対応

当事業所では、施設賠償責任保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償を行います。また、事故が発生した場合は記録を残すと同時に、原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

12. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行なう等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名	
	主治医	
	所在地	
	電話番号	()
緊急連絡先 (家族等)	① 氏名 (続柄)	
	電話番号	()
	② 氏名 (続柄)	
	電話番号	()

13.感染症等の対応

サービス提供前において、感染症（コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）の症状がある場合には、速やかにご連絡ください。また、サービス当日において感染症等の疑いがあると事業所が判断した場合は、感染症拡大防止のため、必要な対応策を図り、医療機関への受診をお願いする場合があります。

14. サービス提供に関わるお願い

（１）贈答、もてなしの禁止

訪問介護員等に贈答や飲食のもてなしは、禁止されていますので、ご遠慮させていただきます。

（２）訪問介護員等の個人情報

個人情報保護上、訪問介護員の住所、電話番号などの個人情報につきましては、ご利用者にお知らせしていませんので、あらかじめご了承ください。

（３）地震、台風、大雪等の自然災害発生時において、訪問介護員の交通手段及び、生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。

15.利用料金

（１）料金は別紙（最終頁）に記載

（２）料金の変更

①当該事業者は、介護保険法、その他関係法令の改正により、利用料金の利用者負担分を請求することができるものとします。

②当該事業者は、介護保険給付の適用を受けないサービス利用料金を変更するものができるものとします。

16. キャンセルと利用日の振替について

やむを得ず通い、宿泊、訪問のサービスをキャンセルされる場合は、早めにご連絡下さい。他の日に振替ができます。ただしその日に空きがなければご希望に添えないことがあります。キャンセル料は頂きません。

17. 高齢者虐待防止検討委員会、身体拘束廃止検討委員会の設置

当事業所では、虐待行為は断じて認めておりません。

日々の関わりを振り返り、不適切なケアを防いで参ります。尚、それに付随します安易な身体拘束も認めておりません。以上の点は重大な権利擁護とし、それぞれ委員会を設け、定期的な研修を実施して参ります。

18. 介護サービスのご利用にあたってご留意頂きたい事項

禁止行為

- 1) 職員に対し、身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

- 2) 職員に対し、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- 3) 職員に対しセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

19. 業務継続計画の策定並びに研修、訓練等の取り組み

当事業所では、感染症及び自然災害時に備え、ご利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築し、平時から準備並びに検討をして参ります。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービスの契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 住 所 神奈川県相模原市緑区二本松3-8-15
 事業所 小規模多機能ホームななかまど

説明者 _____ 印

サービスの契約にあたり、上記のとおり説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

付則 この規定は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する
 この規定は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する
 この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する
 この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する
 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する
 この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する